

郷土の古文書

「その8 畑作端道通行訴訟取下げ願」

解説

ここに出てくる「星竹作端道筋」とは、戸倉村通る北岸道路から星竹地内で秋川の方へ下り、左岸の川縁かわべりを通る道です。養沢・軍道・落合より五日市の市で売買する炭・薪・米・日用雑貨等の荷物を運ぶのには、距離的にも近く、比較的整備されたひのはら桧原街道への近道として星竹で渡河するのが最良だったようです。

この北岸道路は古く、甲州街道から八王子で分かれ、五日市村を通過して小中野村・乙津村（落合・軍道）を経て養沢村へ入り、御嶽山へと続く参詣道でもありました。それ故当時既に星竹から先も小中野村を経て五日市村に通じていたのですが、沢や崖が多く、登り下りも厳しい切り通しの道で、勿論距離も長く、その上重荷を積んで運ばなければならない人達には敬遠されたのでした。

この通行者に対し、戸倉村の言い分は、星竹作端道は正規のルートとは違い、畑へ(こえ)肥を運んだりする畑道で、それなりに道幅も狭く、道端の屋敷や畑に入り込まれて迷惑しているのです。正規の道があるのだから、そこを通るべきだと訴えています。文書の内容から、この争論は一度は決着をみても、なかなか守り通される事はなく、度々繰り返されたようです。今と違い昔は畑をもっと大事にしていたので、このような争いはどこでも起きました。

解説文

乍恐以書付奉願上候

武州多摩郡乙津村内軍道組 并ニ落合組
同郡養沢村内寺岡組右三組之もの共
同郡戸倉村江相掛る同村地内字星竹
作端道之儀ニ而去ル丑年十一月中当
御役所様江奉出訴御吟味中之所

当寅年春論所御見分被為遊候旨を以
一同帰村被仰付当寅年四月中御出役様
御越被成御立会御見分之上御糺中ニ
御座候所隣村役人共一同立入
御猶予奉願上双方掛合行届熟談

内濟仕候所右三組之もの共義右字
星竹作端道筋自由ニ通り致度
積ヲ以御利解被仰付度段奉願上候

ニ付戸倉村役人共被召出御糺中ニ御座
候所同村ニ而者当村地内右字星竹
作端道筋之義者御年貢御上納仕候
屋敷并畑地畝歩面内ニ同村之もの共
同所最寄之畑作端肥遣之細道之

義故新規失(失来カ)而者通行市場往来者不及
申道添切開道普請致候儀不相成
其外夫々取極双方掛合行届内濟
仕候処一言之掛合茂なく度々出訴致
甚夕迷惑仕候始末申上双方申争

奉請御糺候所訴詔方ニ而帰村之上
外村役人共江も申談何様ニも戸倉村江
相詫示談之掛合仕度旨を以当月晦日
迄一同掛合中立戻り帰村奉願ヒ帰村
之上国許(くわく)ニおゐて訴答村役人并ニ扱人

一同立会篤与掛合仕候所右者当四月
中濟口証文面ケ条之内ニ農業通行之
義者戸倉村ニ而勘弁致遣し(つかわし)候義認メ有之
ニ泥(ぬ)ミ乙津養沢両村之もの共右之通り
申立候得共右場所之儀者戸倉地内

矢張御年貢御上納地ニ相違無御座候

殊ニ先般御立会御見分之上双方
掛合行届濟口証文奉差上候所

右濟口面ニも相振村方ニおゐて一応之
掛合もなく出訴致候段訴詔も全心得
違ニ付立入人ヲ以相手方江別段及挨拶
其外当四月中奉差上候濟口証文
面并ニ対談儀(たいだん)定通り双方篤与

掛合行届一同無申分熟談和融仕
然ル上者右一件ニ付双方共重而御願
ケ間敷儀仕間敷候依而者此上奉請
御糺候而ハ奉恐入候間何卒以
御慈悲右一件御吟味是迄ニ而御下切り
被成下置度偏ニ奉願上候以上

米津伊勢守領分
武州多摩郡乙津村内

軍道組

小前村役人総代

組頭

天保十三寅年七月 訴訟方重佐衛門

落合組

小前村役人総代

組頭

同 八右衛門

当御代官所
(江川太郎左衛門)

同州同郡養沢村内

寺岡組

小前村役人総代

組頭

同 清 七

同御代官所

同州同郡戸倉村

百姓代

相手 源右衛門

徳次郎

組頭

五良右衛門 ⑩

六郎佐衛門 ⑩

組 二 郎 ⑩

名主

恵 助 ⑩

右乙津村

組頭

扱人 九兵衛 ⑩

同 藤右衛門 ⑩

大意

恐れながら書付を以ってお願い申し上げます

武州多摩郡乙津村の内軍道組と落合組と同郡養沢村の内寺岡組の三組の人達より同郡戸倉村へかかる戸倉村地内宇星竹の畑作端道の事について、去る丑年（天保十二年・一八四一）十一月中、江川太郎左衛門様役所へ出訴し吟味中のところ今年（一八四二）の春、現場を見分下さるとうことで帰村しました。

そして四月検分にこられ、立会って、隣村役人達も一同立入り熟談の上内済したのに、右三組の人達は星竹作端道筋を自由に通りたいと願い訴えたので戸倉村の役人達も呼出されました。

戸倉村の言い分は、星竹作端道筋は年貢（税金）も納めている屋敷と畑の内に、村内の人達が近くの畑へ肥をやるために使っている細道なので、新しく道を作ったり、市場への往来は勿論道沿の拡幅工事はできない事等、その他いろいろ話会った上決着したのに、一言の話もなく何度も出訴されて本当に迷惑している事を申し上げ、双方共争論の上諭され、他村の役人達へも相談し、何にても戸倉村へ詫をいれ、四月中さし上げた済口証文面と、対談した議定の通り双方熟談和融し、この上この一件について双方共お願がましき訴えを起すことのないようにしますので、今までの一件吟味は是迄にして取り下げて下さるようお願い致します。

江川太郎左衛門様
御 役 所